

書き方見本ファイル

以下の事業者は、
この『書き方見本ファイル』を参考にテンプレートを作成してください。

◆III-繊維工業◆

〈はじめに〉

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会確認は、提出を受けた証明書類をもとに「届出時に選択された産業分類に該当する製造品の出荷実績等があることの判断」を行っています。

情報が誤っている場合や不足している場合は、届出の差し戻しや再提出によって確認完了までに時間を要します。提出の前に証明書類の精査を十分に行ってください。

全届出者 必須提出セット

- ① 製造品の画像と説明文 (※1)
- ② 製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明文 (※1)
- ③ 製造品を生産するために用いた設備（紡績機、織機、編機、染色機、ミシン等）の画像及び説明文 (※1)
- ④ 事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（上記①の製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等）
- ⑤ 上乗せ要件書類（詳細次頁）
 1. 国際的な人権基準に適合し事業を行っていることの証明
 2. 勤怠管理を電子化していることの証明
 3. パートナiership構築宣言の実施に係る証明
 4. 特定技能外国人の給与が月給制であることの証明

※1 届出する分野に該当する製造品について、画像や資料に加え、詳細な説明をお願いいたします。また、本届出は事業所単位となります。製造品等の画像等は、特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。特定技能外国人材を受け入れる事業所以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

書き方見本ファイル

◆11-繊維工業◆

前頁⑤「上乘せ要件書類」について

1. 国際的な人権基準に適合し事業を行っていることの証明

以下3点が確認できる認証・監査の認定証もしくはレポート

- 1) 協議・連絡会ポータルサイトに掲載されている監査・認証のいずれかを取得している
- 2) 申請時点で有効期限が3ヶ月以上残っている
- 3) 受入れ事業所において監査・認証を取得している

2. 勤怠管理を電子化していることの証明

以下2点が確認できる書類

- 1) 自社システムが協議・連絡会ポータルサイトに掲載されている対象システムを導入していることが確認できる証明書類（契約書、領収書等を想定）

（上乘せ要件②テンプレート_汎用システム）

- 2) 導入機器の実際の写真（社内の設置場所等）（商品の宣伝写真などは不可）

※自作システムのため1)を提出できない場合は、

次の2点を満たしていることを画像等を用いて明瞭に示すこと

（上乘せ要件②テンプレート_自社開発システム）

- I 協議・連絡会ポータルサイトに掲載されている要件を満たすシステムを導入していること
- II 申請事業所で活用されていること

3. パートナーシップ構築宣言の実施に係る証明

以下2点が確認できる書類

- 1) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で、自社が掲載されている箇所（スクリーンショット等）に赤枠などで強調した画像等（上乘せ要件③テンプレート）
- 2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上に掲載されている宣言文のpdf

4. 特定技能外国人の給与が月給制であることの証明

規程の様式の誓約書を提出する

- I 受入れ企業の代表者名で提出する

- II 様式は、協議・連絡会ポータルサイトよりダウンロードする
（上乘せ要件④テンプレート）

書き方見本ファイル

◆III-繊維工業◆

該当者のみ 準備が必要

- ⑥ 請負による製造の場合は、『請負契約書の写し』（※2）
- ⑦ 権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、『製造品の画像提出不可の理由書』（様式自由）
- ⑧ その他、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から確認の過程で追加提出の指示があったもの（初回届出時は不要です）

※2 請負業務で製造する製造品が、届出する分野に該当している、と明示的に確認できる契約書を提出して下さい。

入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 経済産業 東京工場

■ 証明書類作成の注意事項 ■

注1) 以下、1～4.の手順に沿って、必要な画像の貼り付け、及び、画像に関する詳細な説明を記載してください。

オレンジ色のセルには貴社情報・届け出る製造品情報を忘れずに入力してください。(データが入力されると白色になります)

画像が不鮮明、説明が不十分な場合、特定産業分野に合致していても届出確認に時間を要する、または、受理されないケースがあります。

注2) 印刷範囲(1ページから6ページ)を設定していますが、適宜、行を追加して、7ページ以上でご提出していただいても構いません。

注3) PDF化の方法は、末尾に記載しています。

注4) 中分類(数字2桁)、小分類(数字3桁)でまとめられている産業分類の詳細は、ポータルサイトの対象となる産業分類一覧をご確認ください。

注5) 11-繊維工業に届け出る事業者は、別途上乘せ要件テンプレートの提出も必須です。

1. 特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。

(製造品1点につき、1つの日本標準産業分類です。複数製造品がある場合は、2ページ目以降にページを追加・挿入して、各製造品がどの産業分類に届け出ているのか、わかるようにしてください。)

<input type="checkbox"/>	11-繊維工業	<input type="checkbox"/>	235-非鉄金属素形材製造業
<input type="checkbox"/>	141-パルプ製造業	<input type="checkbox"/>	2422-機械刃物製造業
<input type="checkbox"/>	1421-洋紙製造業	<input type="checkbox"/>	2424-作業工具製造業
<input type="checkbox"/>	1422-板紙製造業	<input type="checkbox"/>	2431-配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
<input type="checkbox"/>	1423-機械すき和紙製造業	<input type="checkbox"/>	2441-鉄骨製造業
<input type="checkbox"/>	1431-塗工紙製造業(印刷用紙を除く)	<input type="checkbox"/>	2443-金属製サッシ・ドア製造業
<input type="checkbox"/>	1432-段ボール製造業	<input type="checkbox"/>	2446-製缶板金業 (ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)
<input type="checkbox"/>	144-紙製品製造業	<input type="checkbox"/>	245-金属素形材製品製造業
<input type="checkbox"/>	145-紙製容器製造業	<input type="checkbox"/>	2461-金属製品塗装業
<input type="checkbox"/>	149-その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	<input type="checkbox"/>	2462-溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
<input type="checkbox"/>	15-印刷・同関連業	<input type="checkbox"/>	2464-電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
<input type="checkbox"/>	18-プラスチック製品製造業	<input type="checkbox"/>	2465-金属熱処理業
<input type="checkbox"/>	2123-コンクリート製品製造業	<input type="checkbox"/>	2469-その他の金属表面処理業 (ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)
<input type="checkbox"/>	2142-食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	<input type="checkbox"/>	248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
<input type="checkbox"/>	2143-陶磁器製置物製造業	<input type="checkbox"/>	2499-他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム缶更生業に限る。)
<input type="checkbox"/>	2194-鋳型製造業(中子を含む)	<input type="checkbox"/>	25-はん用機械器具製造業 (ただし、2591-消火器具・消火装置製造業を除く。)
<input type="checkbox"/>	2211-高炉による製鉄業	<input type="checkbox"/>	26-生産用機械器具製造業
<input type="checkbox"/>	2212-高炉によらない製鉄業	<input type="checkbox"/>	27-業務用機械器具製造業 (ただし、274-医療用機械器具・医療用品製造業 及び276-武器製造業を除く。)
<input type="checkbox"/>	2221-製鋼・製鋼圧延業	<input type="checkbox"/>	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
<input type="checkbox"/>	2231-熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	<input type="checkbox"/>	29-電気機械器具製造業 (ただし、2922-内燃機関電装品製造業を除く。)
<input type="checkbox"/>	2232-冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	<input type="checkbox"/>	30-情報通信機械器具製造業
<input type="checkbox"/>	2234-鋼管製造業	<input type="checkbox"/>	3295-工業用模型製造業
<input type="checkbox"/>	225-鉄素形材製造業	<input type="checkbox"/>	3299-他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF製造業に限る。)
<input type="checkbox"/>	2291-鉄鋼シャースリット業	<input type="checkbox"/>	484-こん包業
<input type="checkbox"/>	2299-他に分類されない製鋼業 (ただし、鉄粉製造業に限る。)		

※選択を行う産業分類の内容は「日本標準産業分類」によりご確認ください。

(こん包業以外) https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf

(こん包業) https://www.soumu.go.jp/main_content/000935529.pdf

入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 経済産業 東京工場

2. 証明書類（以下の①、②、③、④のすべてを添付してください。）

① 《製造品》

届出する製造品画像は、届出の事業所内での最終製品の画像を貼付してください（出荷時点の製造品）。

単体かつ接写で明瞭な画像。

下記に、製造品の重要性が確認できるよう用途・機能について子細な説明を記載してください。

※特定技能外国人材を受け入れる事業所において製造しているものを提出して下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

製造品名称：綿糸

製造品の用途や機能：衣料品の生地等に使用される綿糸の製造

□

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）

主に綿から紡績糸を製造しています。
用途は様々で、お客様のニーズにあわせ、太さ・強度を調整可能です。



① 《製造品》が確認できる画像（例）

○ 良い例



部品：タッチパネルセンサー部品
用途：券売機・ATM等
機能：タッチ操作の変化により、精度・反応速度の対応を調整

- ◎ 製造品の説明文が記入されている
- ※ 画像付近の説明に加え、テンプレートで画像についての詳細説明を記載してください



歯車部品を製造。
用途は、業務用発電機・インバーターであり、トルク調整の機能を果たしている。

- ◎ 届出する分野に該当する製造品が単体で鮮明に接写されている



家庭用電化製品（主にエアコン・冷暖房機器・冷蔵庫）の電子回路

- ◎ 製造品が単体でカラー接写されており明瞭である



- ◎ 複数の製造品が写っていても、届出する製造品と対応する産業分類番号が明瞭に示されている



- ◎ 企業HPを用いる場合、該当ページ（製造品や生産工程など）の画像を枠で囲っている
- ◎ 説明文を記載するなど明確に示している

× 悪い例



- ▲ 説明文がなく写真のみ



- ▲ 写真がぼやけていて不鮮明



- ▲ モノクロ（届出受理の判断となる要素のためカラー提出を推奨します）



- ▲ 複数の製造品が写っていて、どれが対象の製造品が不明
- ▲ 他製造品に隠れている部分があり不明瞭



- ▲ HP画面をただ貼り付けている

入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 経済産業 東京工場

② 《完成品（最終製品）》

製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明

下記に、製造品がどのような完成品のどこに利用されるのか、完成品（最終製品）の画像や文章を用いて子細な説明を記載してください。

実際の完成品撮影が不可の場合は、イラストや類似製品等の例示で構いません。

届出の事業所内で完成品まで製造している場合は、製造品と完成品の画像は同一で構いません。

完成品名称：衣料品

完成品（最終製品）の説明：当社の糸は国内外のアパレルブランドで採用されています。

届出する製造品が、完成品のどこに使用されているのか、矢印で示しました。

↑ 対応後にチェック必須。画像のどの部分にP.2の製造品が使用されているのか、必ず矢印で示して下さい。

例1 当社の糸は〇〇というブランドの製品で使われています。



例2 取引先からブランド・製品名を言及することを禁じられているため、イラストにて代替しています。



② 《完成品》（最終製品）の画像（例）

○ 良い例



工場内配電盤



業務用冷蔵庫の
温度制御装置
※当社出荷後、
別事業者の工場にて
製品に組み込まれます。

- ◎ 完成品（最終製品）の画像も合わせて提示し、製造品がどこに利用されるか明瞭に示されている
- ◎ 出荷後に別事業者が組み立てる場合でも、例を挙げて説明

× 悪い例



- ▲ 完成品（最終製品）のどの部分に製造品が使用されているかが不明瞭

入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 経済産業 東京工場

③ 《製造品を生産するために用いた設備や製造工程の説明》

製造品を生産するために用いた設備（工作機械、鑄造機、鍛造機、プレス機、ミシン等）や製造工程の画像を添付してください。
下記に、設備の名称や製造工程が確認できる子細な説明を記載してください。

設備の用途や
機能、製造工程の
説明：

- ・画像1：太番手用紡績機（1-30番）
- ・画像2：細番手用紡績機

製造品への
効果：

- ・お客様のニーズに併せ、紡績機を使い分け多様な製品向けの製品製造を行っています。

□

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）



画像1
太番手用紡績機（1-30番）



画像2
細番手用紡績機

③ 《製造品を生産するために用いた設備や製造工程》画像（例）

○ 良い例



製造品テスト設備：感光性確認のため、センサー反応測定を実施



製造品加工設備：強度向上のため、バルブの表面熱処理加工を実施

- ◎ 届出する分野に該当する製造品を製造している機器がどれなのか、明瞭に示されている
- ◎ 設備の説明文が記載されている



組立及び通電測定



加工（シリンダ部分の切削）



金型製作（チャンバー部品）

- ◎ 手元の近影など、作業内容が明瞭に示されている
- ◎ 作業工程の説明が記載されている

× 悪い例



- ▲ 全景写真のみ届出する分野に該当する製造品を製造している設備がどれなのが不明瞭



- ▲ 手元が写っていない



- ▲ 作業内容が不鮮明



- ▲ 作業工程の説明が記載されていない

入会申込み証明書類

事業者名：株式会社 経済産業 東京工場

④ 《証跡画像（出荷実績）》

事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等）を添付してください。
 なお、自社名、製造品名及び金額等以外の証明に必要な部分には黒塗りにしてください。（または該当する製造品がわかるようにマーカーします）

証跡画像の詳細説明：
 ・納品書の項目にある『商品A_ABC999999999-A』は、届出する製造品〇〇の型番です。

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）

④ 《証跡画像》（納品書の例）

○ 良い例

納品書

日付：2022年6月1日
No：20220601701

株式会社 協誠・連絡会 第一工場
〒123-0000
東京都千代田区
TEL：00-0000
担当：経済 太

株式会社 経済産業 御中

取引先名を記載できない場合（黒塗りで提出されたい場合は、（事前に）ご相談の上、その理由（守秘義務により表示不可等）を記載してください。

納品書の日付は届出日から1年以内（当該製造品の1年以内の製造実績を示す）

複数事業所を届け出る場合、事業所ごとの証明書類が必要です
 本社で一括管理されている場合は、その旨を記載

項目	数量	単価	金額	備考
商品A_ABC999999999-A	2	120,000	240,000	産業分類 〇〇
小計				
消費税 10%				
合計				

↑「家庭用電化製品の電子回路」を製造しています。

届出分野に該当する製造品が分かるように、届出に関係ない他の製造品は黒塗りする
 もしくは該当する製造品をマーカーする

届出分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明
 手書きで追記しても構いません

× 悪い例

納品書

株式会社 経済産業 御中

東京都千代田区豊洲4-0-0
TEL：01-2345-6789
担当：経済 太郎

日付：2015年4月1日
No：20150401001

下記の通り納品いたします。

納品金額： ¥22,000-

項目	数量	単価	金額	備考
商品A_ABC999999999-A	2	1,000	2,000	
商品A_ABC888888888-B	18	1,000	18,000	
小計			20,000	
消費税 10%			2,000	
合計			22,000	

届出日より1年以上前の納品日

自社名がない
 複数事業所を届け出る場合、届出の工場名がない

どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明
 届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

④ 《証跡画像》 (発注書の例)

○ 良い例

◎ 取引先名を記載できない場合(黒塗りで提出されたい場合は、(事前に)ご相談の上、その理由(守秘義務により表示不可等)を記載してください。

経済産業ビル内
株式会社 経済産業 御中

発 注 書

発注No 1234567890
発注日 2021/04/01

◎ 発注日の日付は届出日から1年以内
(当該製造品の1年以内の製造実績を示す)

下記のとおり、発注致します。

株式会社 協賛・連絡会 第一工場
〒123-4567 東京都千代田区霞が関1-0-0

◎ 届出する分野に該当する製造品が分かるように、届出に関係ない他の製造品は黒塗りする

◎ 複数事業所を届け出る場合、事業所ごとの証明書類が必要です

◎ もしくは該当する製造品をマーカーする

◎ 本社で一括管理されている場合、その旨を記載

品名	数量	単位	単価	金額	産業分類
商品_AB一式	5	セット	90,000	450,000	○○
商品_AB (加工費)	10		12,000	120,000	○○
商品_C_品番00001	10	個	2,500	25,000	
商品_C_品番00002	1	ケース	5,000	5,000	
商品_C_品番00003	3	個	900	2,700	
商品_C_品番00004	83	個	400	33,200	
商品_D_品番00005	1	個	5,000	5,000	
商品_D_品番00005 (加工費)	1		10,000	10,000	

←バルブ内圧制御部品の製造と加工です

◎ 届出分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明

◎ 手書きで追記しても構いません

× 悪い例

〒123-4567
東京都千代田区霞が関 2-0-0
経済産業ビル内
株式会社 経済産業 御中

発 注 書

▲ 届出日より1年以上前の発注日

発注No 1234567890
発注日 2015/04/01

下記のとおり、発注致します。

〒123-4567 東京都千代田区霞が関1-0-0
TEL: 01-2345-6789

合計金額 ¥715,990
支払条件 月末締め翌月未払い
取引期間 御見積書2回目

品名	数量	単位	単価	金額	備 考
商品_AB (加工費)	10		12,000	120,000	
商品_C_品番00001	10	個	2,500	25,000	
商品_C_品番00002	1	ケース	5,000	5,000	
商品_C_品番00003	3	個	900	2,700	
商品_C_品番00004	83	個	400	33,200	
商品_D_品番00005	1	個	5,000	5,000	
商品_D_品番00005 (加工費)	1		10,000	10,000	

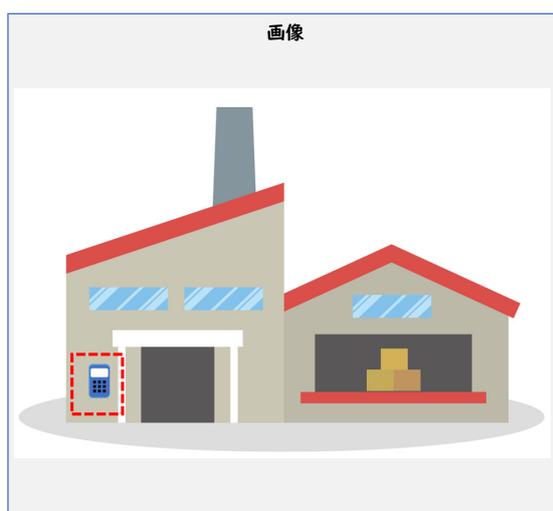
備 考	
小 計	650,900
税率	10%
消費税	65,090
合 計	715,990

▲ 自社名がない
▲ 複数事業所を届け出る場合、届出の工場名がない

▲ どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明
▲ 届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

②(2) 打刻機器の活用状況が確認できる写真（設置機器及び、社内の設置場所の写真）

- ・カードリーダ等の設置の様子や場所などが分かるものを提出すること（①設置機器の写真、②設置機器を含めた周辺の写真）
- ・いずれも商品の宣伝写真、パンフレット・製品HPの貼付などは不可



出退勤は工場に入行するIDカードと紐づいており、システムで一元管理しています

画像に対する説明文を記載すること

②(3) システム活用状況が確認できる画像・写真（PC画面等）

- ・システム画面を表示したパソコンの画面を撮影した写真（スクリーンショットは不可）、例えば事業所名が表示されている画面など
- ・いずれも商品の宣伝写真、パンフレット・製品HPの貼付などは不可



〇〇システムを導入

当データ（証明書類）をPDF形式のファイルとして書き出し、
入会申込みフォームの証明書類_繊維業②に添付（アップロード）して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
- (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
- (3) 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存

※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」への入会にあたり、必要な書類です。

【11-繊維工業】上乘せ要件_証明書は、必須の資料です。漏れなく添付してください。
いずれも、文字が読める鮮明なもの、カラーのものを貼付してください。

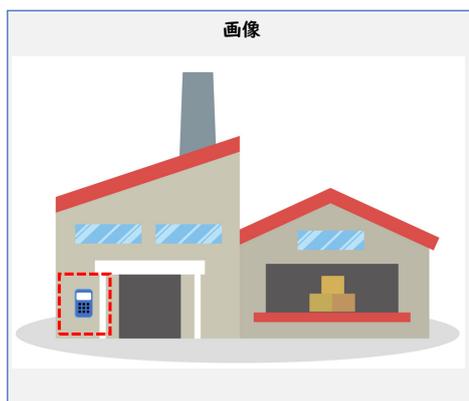
②

《勤怠管理の電子化》証明書_自社開発システム

②(1) 自社開発の勤怠管理システムを使っている場合、下記を満たすことを確認できる画像等。画像の枚数は問いません。

1. 電子的に出退勤を記録できること
 - ※ ICカード、指紋、顔など、代理出勤が不可能な仕組みのみならず、職場設置の一台のタブレットで自分の名前をタップすることで出退勤を記録する仕組みも可
 2. 手作業を介さずにP Cやクラウド等に打刻データが送信されること。(紙からPCへの転記は不可)
 - ※ CSV形式はエクセルを使用することで容易に改ざんできるため、不可
 3. タイムカードで打刻の場合は上記2の対応が可能となっていること
 4. 打刻時間の修正は、原則本人が行うが、本人の同意があれば管理者による修正も可能であること
 5. 打刻時間を修正する場合、実際の打刻時間と修正した打刻時間の両方を確認することができること
- ・文字が読めるように、鮮明な画像また拡大するなどした十分な大きさの資料を添付すること
 - ・汎用の勤怠管理システムを利用している場合は、専用のテンプレートで提出すること
 - 対象となる汎用の勤怠管理システムのリストはこちら (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/kintaikanri.pdf)

1. 電子的に出退勤を記録できること



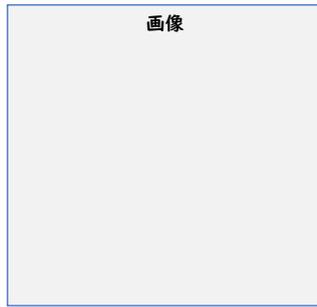
画像に対する説明文を記載すること

出退勤は工場に入行するIDカードと紐づいており、システムで一元管理しています

2. 手作業を介さずにP Cやクラウド等に打刻データが送信されること (紙からPCへの転記は不可。またExcel, csvは改ざんが可能であり、ログが残らないため不可。)



3. タイムカードで打刻の場合は、上記2の対応が可能となっていること（タイムカードで打刻していない場合は空欄で可）



4. 打刻時間の修正は、原則本人が行うが、本人の同意があれば管理者による修正も可能であること



5. 打刻時間を修正する場合、実際の打刻時間と修正した打刻時間の両方を確認することができること



当データ（証明書類）をPDF形式のファイルとして書き出し、
入会申込みフォームの証明書類_繊維業②に添付（アップロード）して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
 - (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
 - (3) 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存
- ※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

【繊維工業】上乗せ要件_証明書テンプレート③

事業者名： 株式会社〇〇

「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」への入会にあたり、必要な証明書類です。

【11-繊維工業】上乗せ要件_証明書は、必須の資料です。漏れなく添付してください。
いずれも、文字が読める鮮明なもの、カラーのものを貼付してください。

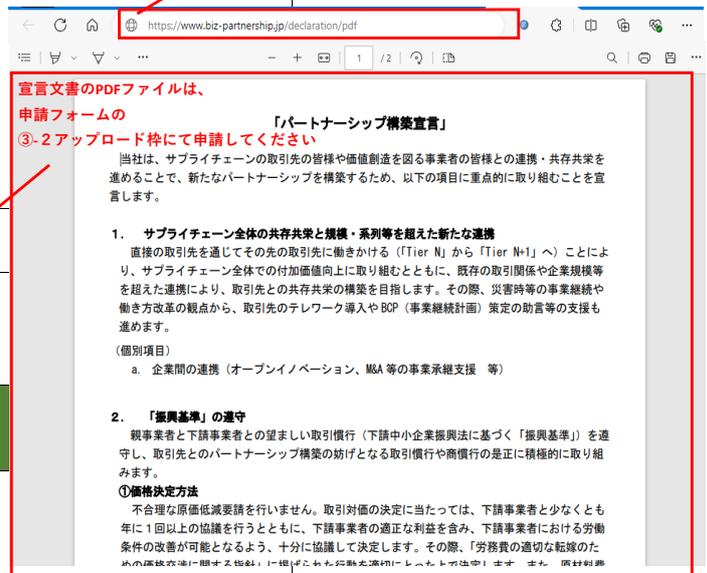
③-1 《パートナーシップ構築宣言の実施に係る》証明書

③-1 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上で、自社が掲載されている箇所（スクリーンショット等）に赤枠などで強調した画像

5 製造業
5-1 食料品製造業 2308社
5-2 飲料・たばこ・飼料製造業 567社
5-3 繊維工業 1040社

株式会社AAA（山梨）	株式会社BBB（奈良）
株式会社A（兵庫）	株式会社B（大阪）
株式会社AA（愛知）	株式会社BB（東京）

申請フォームの
③-1「パートナーシップ構築宣言」宣言文書の
URL記載欄に記入してください



③-2 《パートナーシップ構築宣言の実施に係る》証明書

③-2 「パートナーシップ構築宣言」宣言文書のpdfファイルは、このテンプレートには貼付せず、別途アップロードすること
「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトはこちら (<https://www.biz-partnership.jp/list.php>)

当データ（証明書類）をPDF形式のファイルとして書き出し、
入会申込みフォームの証明書類_繊維業③に添付（アップロード）して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
 - 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
 - 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存
- ※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」への入会にあたり、必要な証明書類です。

【11-繊維工業】上乗せ要件_証明書は、必須の資料です。漏れなく添付してください。

④

《月給制》特定技能外国人の給与が月給制であることの誓約書

書き方見本

繊維工業における特定技能外国人の受け入れに係る誓約書

当特定技能所属機関は、以下について事実と相違ないことを誓約する。

特定技能外国人との雇用契約について、月給制(「1ヶ月単位で算定される額」(基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計)で報酬が支給される方式)とし、同等の業務に従事する日本人労働者の報酬の額と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと。

【記入時の注意】

特定技能所属機関名：

協議・連絡会に入会する事業所(工場)名まで明記する

企業の代表者(役職 氏名)：

印字(PCで作成し出力等)で構いません

押印は不要

作成日

令和 ●年 ●月 ●日

特定技能所属機関名

〇〇株式会社

〇〇工場

企業の代表者(役職 氏名)

代表取締役 経済 太郎

当データをPDF形式のファイルとして書き出し、
入会申込みフォームの証明書類_繊維業④に添付(アップロード)して提出ください。

<PDFでの保存方法>

- (1) データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択
 - (2) 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択
 - (3) 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存
- ※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定